

## 第9回統計委員会・第11回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成20年5月12日(月)14:00~17:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

### 【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、佐々木委員、出口委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

### 【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府国民経済計算部長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長  
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)

4 議事次第

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第7号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」
- (3) 諮問第8号「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認等について」
- (4) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について
- (5) その他

5 議事概要

(1) 竹内委員長から、資料1により専門委員の発令、資料2により部会に属すべき専門委員の指名について報告された。

(2) 諮問第7号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」

産業統計部会の舟岡部会長から、資料3等に基づき、答申案の内容等の説明が行われ、質疑の後、「特定サービス産業実態調査の改正について」の答申は、資料3の案のとおり採択された。各委員の主な意見は以下のとおり。

- ・ 追加業種については郵送調査で行われ、それでも調査員調査並みの回収率を目指すとのことだが、

実際は難しいだろう。若干の回収率の低下を以て郵送調査は失敗だったとして今後の調査がしにくくなるような事態は避ける必要がある。

- ・ 回収率については、単なる比率だけでなく主要企業が抜けていないかなどについても配慮する必要がある。
- ・ 課題として挙げられている地域別表章のあり方については、毎年ではなく数年に一度行うことが現実的ではないか。また、全業種を毎年調査するようになってから時系列の安定性が重要となっており、回収率に依存しない標本設計や欠測値の補正方法の検討も急務である。
- ・ 各業種の特性に対応した調査事項の設定については、サービス業特有の外注構造を反映しにくいところに難しさがある。

(3) 諮問第8号「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について」

吉田総務省国際統計企画官から、資料4に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、企業統計部に付議されることとなった。各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 調査票において、「主な事業」を「従事している人数が最も多い事業」としているが、従事している人数は少ないが利益の多くを稼ぎ出しているので基幹事業だという場合もあるのではないか。
- ・ 主な事業の業種をどのくらい詳しく調べようとしているのかにもよる。記入の手引きで分かりやすく説明するなど工夫が必要。
- ・ 平成23年度に予定されている「経済センサス - 構造調査」についても、既存統計との関係なども含めて統計委員会で議論すべき。

(4) 基本計画部会各ワーキンググループの審議状況について

基本計画部会各ワーキンググループ(以下「WG」という。)の審議状況に関し、第1WGについては資料4に基づき美添座長から、第2WGについては資料5に基づき舟岡座長から、第3WGについては資料6に基づき阿藤座長から、第4WGについては資料7に基づき廣松座長から、それぞれ報告があった。各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ ビジネスレジスターをいかに有効なものとして構築できるかは、行政情報がどれだけ利用できるかにかかっている。特に労働保険関係の情報が鍵になる。
- ・ 行政情報の活用については、統計作成側でどれだけ具体的に提案できるかも重要。電子化されている基本的な情報については課題は少ないと思うが、それ以外の情報となるとどうだろうか。
- ・ 行政情報の利用には、名簿情報の整備に加え、統計調査を代替することによって記入者負担の軽減にもつながることが期待され、国民全体にとってのメリットは大きい。個別客体の情報などはきちんと守られることを、行政情報の保有機関にはねばり強く説明して理解を得る必要がある。
- ・ 行政記録を統計部局に出したことに対する責任を各保有部局が負うのではなく、統計委員会が包括的に説明し、責任を取るという形にすれば道は開けるのではないか。

- ・ 経団連で各社の責任者に「行政記録が統計に利用されることで何か問題があるか」と確認したところ、特にないとのことだった。行政記録を統計に利用することについて、国民から大きな反対運動が起こるといようなことは考えにくい。
- ・ 既存の統計の質のレビューについて、基準はWG 1で考えることになる。個別統計の質の評価は基幹統計となるべき統計の候補の議論の中でWG 2、WG 3で行われることになると思う。
- ・ WG 2では各省ごとに、承認統計・業務統計含め既存統計についてレビューを行う予定。
- ・ 現指定統計については信頼性の問題はないだろうが、WG 3では各統計の重要性に応じてプライオリティ付けをして基幹統計についての議論を行っている。
- ・ 既存統計のレビューに当たっては、例えばSNAの精度に大きな影響を及ぼすなど当初の目的以外に重要な側面が生じている場合もあり、そうした観点からの検討も必要。
- ・ 民間事業者への委託について、事業者は経験を重ねることによってコスト削減を図り、数年経って黒字化するというケースが多いと思うが、その場合先行した事業者が事実上独占することになるという懸念はないか。
- ・ 現段階では経験を蓄積した事業者は存在しない。業界団体の専門部会も発足したばかりであり、今後より詳細・具体的な形で官側への提案が出てくると思う。

(5) その他

次回の委員会は平成20年6月9日(月)15:00から、今回と同じく基本計画部会との合同で開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>